最終更新日：2026年7月7日
株式会社 ニコン
代表取締役 兼 社長執行役員　大村泰弘
問合せ先：経営管理部コーポレートガバナンス室
証券コード：7731

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

■ニコングループの企業理念を踏まえ、誠実・真摯な姿勢で、株主に対する受託者責任、お客様、従業員、事業パートナー及び社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、透明性の高い経営を行います。
■コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化により、ニコングループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有株式】
当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、政策保有株式毎に、その事業戦略上の意義及び合理性、株主総利回りや関連取引収益などの保有に伴う便益・リスク、当社の資本コストその他の観点も踏まえ、取締役会において定期的に検証・評価を実施し、その結果、保有の必要性・合理性が低いものについては売却の可能性を含め、慎重に検討いたします。
2026年3月期においても引き続き取締役会において検証を実施し、一部の政策保有株式については売却することが相当であると判断し、売却を実施いたしました。
また、政策保有株式の議決権行使については、当社及び発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するか否か等の観点より、個別議案毎に賛否を判断し、行使いたします。特に、発行会社の企業価値を毀損する可能性の高い場合、発行会社において重大な企業不祥事が発生している場合などには、慎重に議決権行使を判断いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、当社や株主共同の利益を害することがないよう、以下に示す適切な手続を経た上で実施します。
・重要性等を鑑み必要に応じて取締役会の決議を経る。
・特別な利害関係を有する役員等を決議から除外する。
・一般的な取引条件であるか確認する。
・必要に応じて社外取締役等から意見を聴取する。

【補充原則2－4－1　中核人材の多様性確保等】
当社は、企業理念の実現の担い手となるのは「ニコングループで働く多様な人材」であるという考えのもと、ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョン（DEI）の推進を当社が成長していく上での土台に当たる、重要な要素のひとつに位置づけています。
DEIに関するグループ共通の考え方を示した「Nikon Global Diversity, Equity & Inclusion Policy」のもと、多様な従業員が自律的に成長する姿勢とチームに貢献する意識を持ち、その能力を最大限に発揮できる環境の構築を推進します。

参考：Nikon Global Diversity, Equity & Inclusion Policy
https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/society-labor/dei/dei_policy.pdf

＜女性の管理職等への登用＞
当社では、女性活躍推進を重要な課題と位置づけ、女性が当社の意思決定や組織運営により深く関わり、多様な視点をもたらす状態を目指し、その活躍状況を図る指標の一つとして「女性管理職比率」をKPIに設定しています。職場における計画的な育成・登用の推進、キャリア開発支援など、比率向上に向けた取り組みを実施しています。また、女性従業員数を安定的に確保するため、「新卒採用における女性比率」を25%以上とする目標を2016年度から継続的に掲げています。
さらに、女性のみならず、育児や介護など、多様な事情を抱えた従業員がライフステージに応じた柔軟な働き方が選択できるよう、制度や環境の整備にも取り組んでいます。これらの多様な働き方に対する支援や継続的な取り組みが評価され、厚生労働大臣より「プラチナくるみん」「えるぼし（2段階目）」の認定を取得しています。
2026年3月31日時点における当社の女性従業員比率は18.3%、女性管理職比率は8.0%となり、「2026年3月末までに女性管理職比率8.0%以上」の目標を達成しました。今後は「2031年3月末までに女性管理職比率10%以上」を次なる目標に掲げ、引き続き次期管理職の計画的な育成を実施していきます。
なお、当社役員（取締役）への女性登用は、11名中2名です。コーポレートガバナンス・コードで求められている取締役会の多様性を重視しつつ、当社の経営環境を理解し、高い視点・グローバルな視野から、ニコングループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる者を選任していきます。

＜外国人の管理職等への登用＞

当社は、外国人を執行役員に任命するなど、グローバルな人材活用を図っています。当社の管理職における外国人の割合は2026年3月31日時点で0.7%です。今後も、国籍を問わず、優秀な人材の経営者や管理職への登用を推進していきます。

＜中途採用者の管理職等への登用＞
当社が持続的な成長を続け、新しい価値を創造していくためには、社内人材の育成とともに、特定の専門性や多様なスキル・知識・経験を持った即戦力となる人材の獲得が不可欠です。前職で培った知見を活かし、それを存分に発揮してもらえるよう、定着や活躍支援のための研修・教育、定期モニタリングの実施など、早期活躍に向けたフォロー体制を強化しています。
2026年3月31日時点の管理職に占める中途採用者の割合は38.2%です。
柔軟な報酬・雇用・採用形態や、業務特性、個別事情に応じた働き方の整備等を進め、中途採用者の多様な分野での活躍を促進するとともに、能力、実績等を適正に評価し、管理職等への積極的な登用を図ります。

なお、人材登用における多様性についての考え方、人材育成方針、実施状況等については第162期有価証券報告書にも記載しており、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/ir_library/sr/

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では、確定給付企業年金の運用にあたり、CFOを長とし、財務や人事の部門長から構成される年金委員会を設置して、資産の運用方針を定めています。
実際の資産運用は運用受託機関に委託しており、その運用状況は四半期に一度、運用報告書の提出を受けモニタリングしています。また、年金委員会において定期的に政策的資産構成割合の見直しを実施するなど、年金資産の適切な運用及び管理を行っています。

【原則3－1　情報開示の充実】

(ⅰ) 当社の経営理念等につきましては、以下のウェブサイトにて開示しております。
・企業理念・ビジョン
https://www.jp.nikon.com/company/corporate/philosophy/

(ⅱ) 当社のコーポレート・ガバナンスへの考え方、基本方針を示した「ニコングループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/governance/organization/guideline/

(ⅲ)取締役会が取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書の「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役報酬関係】　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りであります。

(ⅳ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、以下の通りです。

選任方針
取締役候補者には、当社の経営環境を理解し、高い視点・グローバルな視野から、ニコングループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として社会的信頼に応える資質を有する者を指名します。なお、候補者の指名に当たっては、候補者が特定の人種、ジェンダー、国籍または出身国であること等を判断要素としてはならないこととしています。さらに、社外取締役候補者は、他社における経営者としての豊富な知識・経験等を有し、あるいは弁護士、公認会計士等の専門家としての専門知識・経験等を有し、業務執行から独立した公正で客観的な立場から経営監督機能を担う資質を有する者を指名します。
なお、執行役員候補者には、担当領域において広い見識、豊富な経験、リーダーシップ及び改革を推進する能力等を有しており、その能力等を戦略的に発揮することで業績向上に貢献できる資質を有する者を、また、エグゼクティブ・フェロー候補者には、特定の専門分野での卓越した専門知識や経験及び顕著な功績を有するとともに、会社経営に貢献し、実績を上げている者を、それぞれ選任します。

選任手続
取締役候補者の指名に関しては、指名審議委員会が審議を行い、その審議結果に基づき、取締役会の決議により決定します。
また、執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む。以下「執行役員等」という）の選任に関しては、指名審議委員会が事前に候補者の妥当性を検証したうえで、取締役会の決議により決定します。
なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。

解任方針及び手続
当社の取締役及び執行役員等が、指名審議委員会の策定した解任基準に該当した場合には、指名審議委員会及び取締役会にて解任の是非を検討します。

(ⅴ) 取締役の個々の略歴・選任理由は、定時株主総会招集ご通知に記載しています。定時株主総会招集ご通知は以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/

【補充原則3－1－3　サステナビリティへの取組み等】
＜サステナビリティへの取組み＞
当社は、「サステナビリティ方針」を取締役会にて以下のとおり定めております。

サステナビリティ方針
ニコングループは、企業理念である「信頼と創造」を事業活動の中で具現化することで、持続可能な社会への貢献と自社の持続的成長の双方を目指します。
・ニコンならではの製品・サービスを生み出し、事業活動を通して、環境・社会課題の解決やSDGs達成に貢献することを目指します。
・自らの事業が環境・社会に与える影響を常に客観的に評価し、課題を継続的に改善していくことで、より良い影響を環境や社会にもたらすよう努めます。
・積極的にステークホルダーとの対話を行うことで、社会の変化を的確にとらえるとともに、ステークホルダーからの要請や期待に応え、自らの活

動を常に見直します。
・法令等を遵守するにとどまらず誠実・公正に行動するとともに、適切な情報開示を行います。

当社のサステナビリティへの取組みについてはサステナビリティ報告書に記載しており、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/report/

＜人的資本や知的財産への投資等＞
当社では、企業理念の実現の担い手となるのは「ニコングループで働く多様な人材」であるという考えのもと、経営戦略の実行を担う人材の「獲得」「育成」「活躍」の3つを軸に人材戦略を展開しています。特に2026年度にスタートした新たな中期経営計画（2026－2030年度）においては、組織の要として「活躍」する人材の「育成」に向けた投資を強化していく方針です。人的資本の考え方に関する詳細は、第162期有価証券報告書に記載しており、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/ir_library/sr/
あわせて、特許・意匠・商標などの知的財産も、事業の競争優位を確保し、企業価値を高めるための重要な資産と位置付けています。当社では、これらを組み合わせた「知財ミックス」により、製品・サービスを包括的に保護し、各事業の「事業戦略」を知的財産の側面から支えています。知的財産活動は、価値を生み出す技術基盤の一翼として、知財部門・事業部門・研究開発部門とが価値観と戦略を共有しながら推進しており、それを担う人材の確保・育成にも継続的に注力しています。
特許については、各事業領域において、コア技術を見極め、迅速に出願し、独自の特許ポートフォリオを構築する「特許創出活動」を展開しています。この活動は、事業戦略や技術戦略と連動し、関係部門が一体となって推進しています。
また、他社製品との差別化を図る独自デザインは幅広く意匠権で保護するとともに、新興国を含む約180の国・地域で商標「Nikon」を登録・活用することで、長年にわたり築いてきたニコンブランドのグローバルな保護と価値向上に努めています。

【補充原則４－１－１　経営陣への委任の範囲】
取締役会は、法令及び定款に定められた事項、並びにニコングループの重要事項について意思決定し、取締役の業務執行の監督を行います。
当社では、経営陣への委任の範囲を明確化し、経営陣による迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、取締役会付議・報告基準において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めます。例えば、経営の基本方針、中期経営計画、年度計画、内部統制システムの基本方針、一定の金額水準を超える投融資等の重要な業務執行の決定については、取締役会で行います。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。
a）候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
b）候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
c）候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
d）候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
e）候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
f）候補者の二親等以内の者が当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合
※　「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。
(1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
・当社からの支払いが取引先連結売上高の2％若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
・当社への支払いが当社連結売上高の2％若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
(2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1千万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

【補充原則４－１０－１　委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等】
当社の委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等につきましては、「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［任意の委員会］に記載しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会のバランス、多様性、規模及び取締役のスキルの組合せ】
当社は、経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、企業経営・経営戦略、内部統制・ガバナンスといった知見・経験や、当社の事業特性・課題に関する知見・経験を選定し、指名審議委員会における審議のうえ、決定しています。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、多様性の確保及び適切な員数の観点も踏まえて、取締役会全体として実効性を発揮できる構成としています。
また、取締役会の監督機能をより強化するため、独立性を有する社外取締役6名を選任しております。そのうち他社での経営経験を有する社外取締役は3名です。
なお、当社の取締役のスキル・マトリックスにつきましては、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/governance/organization/

【補充原則４－１１－２　取締役の兼任状況】
当社の取締役における他の上場会社の役員の兼任状況につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載しており、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性評価結果の概要】
取締役会のさらなる機能向上のため、取締役会の実効性について第三者評価機関による分析・評価を行っています。前回（2025年3月期）の評価で認識した課題への取り組み、及び今回（2026年3月期）認識した課題と今後の対応は以下のとおりです。

評価方法及び総合評価
・第三者評価機関が全取締役に対し、取締役会全体、取締役会構成、事前準備、討議内容等についてアンケート及び個別インタビューを行い、取締役会の実効性評価を実施しました。
・上記評価の結果、総合的に、当社の取締役会は、実効性が確保されていることを確認しました。

課題の抽出及び対応方針の議論

・取締役会では、実効性評価結果を踏まえ、次のようなプロセスで課題の抽出及び対応方針の議論を実施しました。
① 取締役会（2026年4月）において評価結果と抽出された課題を共有
② 独立社外取締役会議（2026年4月）においても、課題の確認及び対応方針に関する意見交換を実施
③ 取締役会（2026年5月）において、取締役会実効性向上に向けた取り組みについて議論

前回認識した課題への取り組み
・取締役会のモニタリング機能の更なる強化
事前説明や取締役勉強会を活用して取締役会外での議論の機会を拡充するとともに、社外取締役と社長の個別対話や、社外取締役と執行役員との面談等を通じてコミュニケーションの促進を図った。その結果、取締役会の議論は一層充実し、モニタリング機能を向上させる基盤が整った。
・資本コストや株価を意識した経営についての議論の充実
2026－2030年度中期経営計画策定の過程で、取締役会において資本コストや株価を意識した経営の在り方について複数回にわたり議論を行い、計画の着実な実現に向けた経営指標及びモニタリングの仕組みを定めた。
・内部統制・リスク管理体制に関する継続的な監督
内部統制・リスク管理体制について定期的なモニタリングを継続的に実施するとともに、2026－2030年度中期経営計画策定の過程で、取締役会において、中期経営計画達成のために必要とされる内部統制・リスク管理体制の在り方や現状の課題について議論・確認を行った。

今回認識した課題への対応方針
・中期経営計画の進捗に関するモニタリング
2026－2030年度中期経営計画の着実な実現に向け、取締役会において進捗を適切にモニタリングすることで、外部環境等の変化の兆しを捉え、適時必要な対応方針を議論していく。
・次期CEOのサクセッションプラン
新経営体制への移行を踏まえ、次期CEOのサクセッションプランについて指名審議委員会を中心に検討を進める。
・経営基盤に関する第二線機能のモニタリング
2026－2030年度中期経営計画の着実な実現に向け、人的資本、ものづくり、DX等の経営基盤に関する第二線機能について、取締役会での報告の機会を拡充するなど、モニタリングの一層の強化を図っていく。

上記方針に基づき、引き続き、さらなる実効性向上のための施策に取り組んでいきます。

【補充原則４－１４－２　取締役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役が就任する際には、取締役に求められる役割・責務を十分に理解するための研修の機会を提供します。また、就任後も、取締役の役割・責務に係る理解をより深めるため、弁護士等の外部専門家を講師とした勉強会や外部団体が主催するセミナーへの出席の機会等を提供します。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、株主との建設的な対話を目指し、担当すべき役員を定めるとともに、必要に応じ社内の関係部門が連携して情報の集約及び情報共有を行います。株主との対話に際しては、合理的な範囲で経営陣幹部又は担当役員が面談に臨み、面談で得られた意見等は経営陣幹部において共有に努めます。なお、面談に当たって、インサイダー情報については、社内の規定に則り一切伝えないこととします。
また、機関投資家向け、個人投資家向けの説明会を実施するほか、ウェブサイト等を通じた情報発信を行うなど、面談以外の方法による情報発信の充実にも努めます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示（アップデート）
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年7月7日

該当項目に関する説明 更新

当社は、2025年度に最終年度を迎えた中期経営計画(2022－2025年度)では、売上収益は目標とする7,000億円を複数年度で達成し、経営基盤の整備も着実に進展させました。一方で 、新たな事業の柱を育てるべく、全方位的に新事業育成に取り組みましたが、多くの新しい取り組みに限られたリソースを分散した結果、強みとするべきビジネスの改善が進まず、収益性が低下し、営業利益率10%以上及びROE8%以上とした数値目標は、いずれも大幅な未達となりました。
こうした状況を踏まえ、2026－2030年度を対象とする新たな中期経営計画では、従来以上に財務規律を重視しつつ、企業価値向上につながる注力分野に資源を重点的に投入する方針です。半導体を含む精機事業及びデジタルマニュファクチャリング事業で企業価値最大化に挑戦するとともに、映像、ヘルスケア、インダストリーの各事業で安定的に利益を確保してまいります。
これらの取り組みにより、短期業績回復を果たすとともに、2030年度においては売上収益1兆円、営業利益800億円、全社ROIC 7%、ROE 10%を目指します。

また、株主還元については安定的な配当の実施を基本とし、総還元性向40%以上を目安として株主還元の充実を図ってまいります。

中期経営計画の詳細については以下のページをご参照ください。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/management/midtermbusiness/

また、中期経営計画の実現に向け、当社ではROE・ROIC・相対TSR等と連動した役員報酬制度を導入しています。詳細については、第162期定時

株主総会招集ご通知 P17－19をご参照ください。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
SG/ESSILOR LUXOTTICA	61,051,800	18.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,722,500	13.88
明治安田生命保険相互会社	17,583,783	5.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	15,244,681	4.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,160,200	4.00
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATION AL VALUE EQUITY TRUST	10,107,300	3.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	10,040,746	3.05
株式会社三菱UFJ銀行	7,009,357	2.13
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	6,711,899	2.04
株式会社常陽銀行	5,321,000	1.62

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1 上記の資本構成は、2026年3月31日現在の状況です。
2 所有株式の割合は、当社所有の自己株式4,176,609株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.25%) を控除して掲載しています。
3 以下の株式大量保有に関する報告書等が提出されています。
・2023年5月18日付でブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者による株式大量保有報告書
・2025年11月25日付でシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーによる株式大量保有報告書に関する変更報告書
・2026年3月30日付で株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者による株式大量保有報告書に関する変更報告書
・2026年4月6日付でエシロールルックスオティカによる株式大量保有報告書に関する変更報告書
・2026年4月7日付で野村證券株式会社及びその共同保有者による株式大量保有報告書に関する変更報告書

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1．機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中田卓也	他の会社の出身者											
立岡恒良	その他											
内山俊弘	他の会社の出身者											
村山滋	他の会社の出身者											
千葉通子	公認会計士											
関葉子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中田卓也		○	―――	ヤマハ株式会社の取締役 代表執行役社長などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行うとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
立岡恒良		○	―――	過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、経済産業省において要職を歴任し、産業政策、経済政策に関する卓越した見識を有していることから大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行うとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
内山俊弘		○	―――	日本精工株式会社の取締役 代表執行役社長 CEOなどの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行うとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
村山滋	○	○	―――	川崎重工業株式会社の代表取締役社長などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般への助言や提言を行うとともに、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上にも寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
千葉通子	○	○	―――	過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての監査法人における豊富な監査業務経験を通じて、企業会計、財務及びガバナンスに関する卓越した見識を有していることから、経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上に寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
関葉子	○	○	―――	過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士及び公認会計士として法務及び企業会計等に関する卓越した見識を有していることから、当社経営の健全性、適正性の確保及び透明性の向上に寄与するものと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

a) 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、監査等委員会室を設置し、専属の使用人を配置します。監査等委員会室に属する使用人は、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助します。
b) 監査等委員会室に属する使用人に対する指揮命令、人事異動及び人事考課については、業務執行者からの独立性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．監査等委員会と会計監査人の連携状況
監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、監査報告をはじめ積極的な意見交換、情報交換を行い、監査の実効性確保に努めています。

2．監査等委員会と内部監査部門の連携状況
当社は、2005年10月に各業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、ニコングループの各制度や業務遂行状況を法令順守や有効性・効率性の観点から監査を行っています。監査等委員会に対しては、内部監査部門より、内部監査に関わる状況やその監査結果の報告を定期的に行い、監査等委員会は必要に応じて内部監査部門に調査を求めるなど、緊密な連携を保ちます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名審議委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬審議委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名審議委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び執行役員等の選解任の決定が透明性・客観性をもってなされることを目的に、最高経営責任者・社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名、取締役会の構成の検討、執行役員等人事の監督等を行います。また、適切な監督を実施するという観点から、委員の過半数を社外取締役とするとともに、委員長も社外取締役とします。
当社の最高経営責任者の選解任・後継者の計画的な育成については、当社が持続的成長を実現するうえでの最重要課題と位置付けており、指名審議委員会が選解任基準を策定し、後継者候補の絞り込み、育成状況のモニタリング、後継者の指名などを行います。

報酬審議委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、役員報酬が透明性・客観性及び業績との連動性をもって定められることを目的とし、役員報酬の方針及び関連諸制度の審議、提言を行います。また、適切な監督を実施するという観点から、委員の過半数を社外取締役とするとともに、委員長も社外取締役とします。なお、社外有識者1名をアドバイザーとして招いています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

＜報酬の基本方針＞
当社の取締役及び執行役員等の役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定めます。
・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

業績連動報酬に係る指標、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針、当該業績連動報酬の額の決定方法などについては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に開示しています。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/governance/organization/guideline/

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

「有価証券報告書」において、以下を開示しています。
・対象事業年度に係る報酬等として、監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役、社外取締役に区分した報酬の種類別（定額、賞与、株式報酬）の支給者数及び総額
・対象事業年度に係る報酬等として、総額が1億円以上である役員の個別額及び総額
第162期有価証券報告書 P68
https://www.jp.nikon.com/company/ir/ir_library/sr/

「定時株主総会招集ご通知」において、以下を開示しています。
・対象事業年度に係る報酬等として、監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役、及びそれらの社外取締役の内数に区分した、支給者数及び報酬の種類別（定額、賞与、株式報酬）の総額
第162期定時株主総会招集ご通知 P36
https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員以外の取締役及び執行役員等の役員報酬は、役位、職務執行の内容及び責任等諸般の事情を総合的に勘案のうえ、報酬審議委員会で審議を行い、その審議結果に基づいて取締役会の決議によって決定します。監査等委員である取締役の役員報酬は、監査等委員である取締役の協議によって決定します。
報酬審議委員会は、委員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、役員報酬の決定にあたっては、当社業績、事業規模に見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮します。

取締役及び執行役員等の個人別報酬等の決定方針は、「有価証券報告書」及び「定時株主総会招集ご通知」にて開示しています。
第162期有価証券報告書　P70－71
https://www.jp.nikon.com/company/ir/ir_library/sr/

第162期定時株主総会招集ご通知　P17－19
https://www.jp.nikon.com/company/ir/stock_info/meeting/

【社外取締役のサポート体制】

その他の取締役に対するものと同様な体制としています。具体的には、秘書室等を通じて各役員に必要な情報を送付するとともに各役員からの情報も秘書室等を通じて、関係部署へ遺漏なく伝達される体制となっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小野茂夫	特別顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2001/6/28	定めなし
吉田庄一郎	特別顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2005/6/29	定めなし
嶋村輝郎	特別顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2005/6/29	定めなし
苅谷道郎	特別顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2012/6/28	定めなし
木村眞琴	特別顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2017/6/29	定めなし
牛田一雄	特別顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2024/6/24	2031/3/31
馬立稔和	名誉顧問	業界団体での活動、社会貢献活動等（経営非関与）	非常勤、報酬無	2026/6/26	2036/6/25

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	7 名

その他の事項

－－－

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

1．現状のガバナンス体制の概要

ア）取締役会
a） 取締役会の役割
取締役会は、法令及び定款に定められた事項、並びにニコングループの重要事項について意思決定し、取締役の業務執行の監督を行います。当社では、経営陣への委任の範囲を明確化し、経営陣による迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、取締役会付議･報告基準において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めます。例えば、経営の基本方針、中期経営計画、年度計画、内部統制システムの基本方針、一定の金額水準を超える投融資等の重要な業務執行の決定については、取締役会で行います。
b） 取締役会の構成･規模
当社は、経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、企業経営･経営戦略、内部統制･ガバナンスといった知見･経験や、当社の事業特性･課題に関する知見･経験を選定し、指名審議委員会における審議のうえ、決定しています。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、多様性の確保及び適切な員数の観点も踏まえて、取締役会全体として実効性を発揮できる構成としています。また、取締役会の監督機能をより強化するため、独立性を有する社外取締役6名を選任しております。そのうち他社での経営経験を有する社外取締役は3名です。 なお、当社の取締役のスキル･マトリックスにつきましては、以下のウェブサイトにて開示しております。
https://www.jp.nikon.com/company/ir/governance/organization/
c） 取締役会の運営･情報入手･支援体制
当社は、取締役に対して、その役割及び責務を実効的に果たすことができるよう、適切かつ必要な情報提供に努めます。また、取締役会においては、建設的な議論や意見交換が可能となるよう、取締役会出席者への関連資料の事前配付、また、必要に応じて社外取締役への事前説明を実施します。
d） 取締役会の実効性評価
取締役会は、毎年その実効性について分析･評価を行い、その評価結果の概要を開示するとともに、これを踏まえさらなる機能向上に向けた施策に取り組みます。

イ）監査等委員会
a） 監査等委員会の役割
監査等委員会は、独立した機関として、監査等委員以外の取締役･執行役員等の業務執行状況を監査･監督します。そのため、監査等委員は取締役会の他、経営委員会等の重要会議へ定期的に出席し、経営及び取締役に対する監査･監督を行います。
b） 監査等委員会の構成･規模
監査等委員会は、定款に定める5名以内の範囲で、実効性の高い監査･監督の実現のための適切な員数を維持します。また、監査等委員には、適切な経験･能力及び財務･会計･法務に関する知識を有する者を選任し、特に、財務･会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任するとともに、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、その過半数を、独立性を有する社外取締役で構成します。なお、現在財務･会計に関する十分な知見を有する者を4名選任しております。

2025年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。
･業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：鈴木基之、新庄和也
･会計監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士20名、公認会計士試験合格者4名、その他31名

2．監査等委員会の機能強化に向けた取組み状況
監査等委員会の機能を強化するため、以下の取組みを行っています。
ア）独立性を有する監査等委員である社外取締役3名を選任しています。それぞれ他社における経営者もしくは弁護士、公認会計士としての豊富な知識･経験等を有しており、十分な監査･監督機能を発揮することを期待しております。
イ）常勤監査等委員である取締役萩原哲及び菊地誠司の両氏は、当社の財務･経理部門における長年の経歴を有しており、また、千葉通子及び関葉子の両氏は公認会計士であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
ウ）監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
a) 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、監査等委員会室を設置し、専属の使用人を配置します。監査等委員会室に属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助します。
b) 監査等委員会室に属する使用人に対する指揮命令、人事異動及び人事考課については、業務執行者からの独立性を確保します。
エ）監査等委員会への報告に関する体制
a) 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態･意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。
b) 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、内部通報窓口に寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。
c) 当社の監査等委員会に対しては、内部監査部門より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を定期的に行い、当社の監査等委員会は必要に応じて内部監査部門に調査を求めるなど、緊密な連携を保ちます。
d) 内部通報窓口に報告した者への報復行為を禁ずる規定を置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。
オ）当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務に係わる費用については、監査等委員会からの申請に基づき一定の年間予算を設け、必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。
カ）その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a) 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
b) 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換･情報交換を行います。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

1．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由
当社グループは、企業理念である「信頼と創造」を変わることのないテーマとして、すべての活動の根幹とし、社会の持続可能な発展に貢献することを目指します。
当社グループの企業理念を踏まえ、誠実･真摯な姿勢で、株主に対する受託者責任、お客様、従業員、事業パートナー及び社会等のステークホルダーに対する責任を果たし、透明性の高い経営を行います。また、コーポレートガバナンス･コードの趣旨に則り、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化により、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。
このような考え方に基づき、当社は、コーポレート･ガバナンスの一層の充実を目指し、権限委譲による執行責任の明確化と意思決定の効率化を図るとともに、取締役会による監督機能をより一層強化することができる監査等委員会設置会社を採用しています。

2．社外取締役の役割･機能
社外取締役各氏は、他社における経営者としての豊富な知識･経験等を有する、或いは、弁護士や公認会計士等の専門知識･経験等を有しており、業務執行から独立した公正な客観的立場で経営監督機能を担っています。各氏の役割である大局的な見地に基づく意見表明等は、当社の企業理念である「信頼と創造」の実現のために貴重だと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主へ議案等を周知するため、3週間前に発送を行っています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上のため、電磁的方法による議決権の行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性向上のため、議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文版を作成しています。
その他	ウェブサイト上に招集通知（和文）を発送日の1週間前に掲載しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	以下のウェブサイトにてディスクロージャーポリシーを公表しています。 https://www.jp.nikon.com/company/ir/management/ir_policy/	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者又は担当役員による決算説明会を四半期ごとに開催しています。 この他、IRスタッフによる国内外のアナリスト･機関投資家との個別ミーティングを随時実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、当社代表者や担当役員、IRスタッフにより、北米、欧州及びアジアの投資家に対し説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のウェブサイトにてトップメッセージ、決算情報、有価証券報告書、統合報告書等を広く開示しています。 https://www.jp.nikon.com/company/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務･経理本部IR室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニコン行動規範」のもと、健全かつ公正な企業活動を行い、ステークホルダーからの信頼を得るように努めています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は従前よりサステナビリティを重視した経営を行っており、企業理念である「信頼と創造」の具現化により、持続可能な社会への貢献と自社の持続的成長をめざすことを「サステナビリティ方針」として取締役会の承認のもと制定しています。加えて、サステナビリティの基本姿勢とそれに基づき従業員がとるべき行動の基準を「ニコン行動規範」に定めるとともに、国際的なイニシアチブである国連グローバル・コンパクト、RBA（Responsible Business Alliance）に賛同・加入し、活動を進めています。さらに、グローバルにビジネスを行う企業として、国際的に注目される社会課題に対し、より明確に自分たちの姿勢や方向性を表すため、課題ごとの方針も制定しています。 2025年2月、環境問題の深刻化や企業の取り組みに対する社会からの期待の高まりを受け、「ニコン環境活動方針」を「ニコン環境方針」に改定し、活動の指針をより明確化しました。また、2025年4月、人権問題に対する社会の要請や自社グループの事業内容の変化に対応し、人権尊重の取り組みをより一層推進するため、「ニコン人権方針」を改定しました。 これらの推進体制として、当社は2006年より社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会（2022年4月より現名称）を設置しています。委員には、経営委員会メンバー、全事業部長及び全本部長を任命しており、監査等委員がオブザーバーとして参加しています。また、委員会の傘下に「環境部会」と「サプライチェーン部会」、「人権部会」、「欧州部会」（2026年4月に新設）を設置し、具体的な対策を審議するとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」（2025年4月より現名称）との間でサステナビリティのリスク管理に関する連絡会を設置し、連携してサステナビリティの課題やリスクへの対応を図っています。さらに、サステナビリティ委員会での審議内容を取締役会に報告し、取締役会は委員会の活動の妥当性、有効性やリスクについて監督しています。 当社グループでは、2026年4月より新しい中期経営計画（2026－2030年度）をスタートするにあたり、「マテリアリティ」を見直し、特に注力して取り組む「重点テーマ」を選定しました。具体的には、事業と連動した3つの「価値創造のための重点テーマ」として、「事業による社会価値創造」「多様な人材と組織力の強化」「共創型バリューチェーンの深化」を特定しました。当社グループが事業を通じて貢献していく貢献領域は、「心の豊かさ」「医療高度化と健康」「デジタル社会の未来」「ものづくりソリューション」と定めました。 また、人・社会・地球環境の課題と向き合い、持続可能な社会の一員としての責任を果たすための8つの「信頼向上のための重点テーマ」として「バリューチェーンにおける人権尊重」「製品・サービスの品質と安全」「サプライチェーンのレジリエンス」「情報セキュリティ・サイバーセキュリティ」「気候変動への対応」「資源循環の推進」「汚染防止と生態系への配慮」「コンプライアンスの徹底」を特定しました。この8つの重点テーマに対しては、それぞれ、ありたい姿と戦略、指標・目標を定めています。サステナビリティ委員会では、その進捗を管理し、PDCAのサイクルを着実にまわしていくことで、グループ全体でサステナビリティ活動を推進し、価値創造を支えていきます。 中でも「気候変動への対応」については、昨今の地球の危機的状況を踏まえ、2051年3月期までにScience Based Targets（SBT）イニシアチブが定める要件に沿ってバリューチェーン全体で温室効果ガス排出量を実質ゼロにする*という目標を設定しています。この目標はSBTイニシアチブからパリ協定が求める「1.5°C目標」の水準と整合したネットゼロ目標と認定されています。また、この実現に向け、RE100に加盟し、2031年3月期までに事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーとすることをめざしています。 また、「バリューチェーンにおける人権尊重」についても、その重要性や社会からの要請の強まりに対応し、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った取り組みをより一層推進するため、救済窓口を整備し、人権リスクの追跡調査や結果分析、改善活動などのデューディリジェンスを継続的に進めていきます。 このような取組みの進捗をステークホルダーの皆様に報告し、積極的なコミュニケーションを図るため、毎年、「サステナビリティ報告書」を発行するとともに、統合報告書や有価証券報告書などにおいても、サステナビリティ情報の発信を行っています。また、英国現代奴隷法に対応したステートメントや、責任ある鉱物調達に関する報告書も発行しています。このほか、ウェブサイトを通じてESGに関する情報発信の充実に努めるとともに、今後のサステナビリティ情報開示の法制化に適切に対応できるよう準備を進めています。 * バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量（スコープ1、2、3）を90%削減し、残余排出量はSBTイニシアチブが定める基準に従って中和すること。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、株主・投資家の皆様への情報提供の方針等を定め、当社への理解を一層深めていただけるよう努めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート･ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備･充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1．グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) グループの社会的責任に対する基本姿勢及びグループの役職員が法令や社内規則に従い高い倫理観をもって良識ある行動をとるための基準を示した「ニコン行動規範」を制定し、企業倫理意識の浸透･定着を図ります。
(2) 「リスク･コンプライアンス委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保するための活動を定常的に行います。また、「サステナビリティ委員会」が、社会的責任を含むサステナビリティを巡る課題について、改善のための活動、教育･啓発を行います。
(3) 反社会的勢力の排除に関しては、その基本的な考え方を「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。
(4) グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備･改善に努めます。
(5) グループの業務遂行が、法令、社内規則等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立した内部監査部門が内部監査を行います。
(6) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止･是正し、グループのコンプライアンスを徹底するために、内部通報窓口を設置し、運用します。

2．グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
(2) 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定し、運用します。
(3) 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、各種委員会等の会議体を設置し、運用します。この内、「経営委員会」は、業務執行取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議･決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。
(4) 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開･具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、事業上の課題及び対応を検討する会議を定期的に開催します。また、「業績評価制度」に基づいて年度計画目標の達成度を評価･確認します。

3．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社の取締役の職務執行に係る決議･決裁･報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた期間、保存します。また、必要に応じ取締役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
(2) 情報の保護については、情報セキュリティ部門が、グループ全体の情報管理を一元的に統括するなど体制の整備･強化に努めます。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分･重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩･改ざん･破壊防止の措置等について役職員に対し周知･徹底を図ります。

4．グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 企業経営及び事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別･評価･管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク･コンプライアンス委員会」がグループに関するリスクを把握し、対応方針を決定するなど、リスクを適切に管理する体制を整備します。また、サステナビリティや品質に関するリスクなど、専門的な対応が必要な事項については、それぞれ「サステナビリティ委員会」及び「品質委員会」がリスクを把握･管理し、「リスク･コンプライアンス委員会」と情報共有を行います。これらを通じて、各リスクに対する規程等の整備及び遵守を徹底し、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制を構築します。
(2) 内部監査部門は、上記の各委員会によるリスクの管理状況について、監査、有効性の評価を定期的に行い、監査等委員会及び取締役会に報告します。
取締役会は、必要に応じて改善策が講じられる体制を整備します。

5．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の重要な事項については、「子会社等に関する決裁･報告規程」により当社への報告、当社での決裁等がなされる体制を整備します。

6．監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
(1) 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、監査等委員会室を設置し、専属の使用人を配置します。監査等委員会室に属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助します。
(2) 監査等委員会室に属する使用人に対する指揮命令、人事異動及び人事考課については、業務執行者からの独立性を確保します。

7．監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態･意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。
(2) 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、内部通報窓口に寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。
(3) 当社の監査等委員会に対しては、内部監査部門より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を定期的に行い、当社の監査等委員会は必要に応じて内部監査部門に調査を求めるなど、緊密な連携を保ちます。
(4) 内部通報窓口に報告した者への報復行為を禁ずる規定を置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。

8．当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務に係わる費用については、監査等委員会からの申請に基づき一定の年間予算を設け、必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。

9．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
(2) 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換･情報交換を行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関しては、その基本的な考え方を「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

Ⅴ その他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、ステークホルダーの方々の視点に立ち、信頼性を確保することの重要性を認識して、適時適切かつ公平に会社情報を開示するよう努めております。業務遂行にあたっては、関係法令、社内諸規則を順守し誠実に取り組むことを徹底し、今後も適時開示にかかる体制の向上に鋭意努力してまいります。

1．開示情報の収集について
経営に重大な影響を与える事実等の情報を迅速に把握、責任者に報告する仕組みを社内規程、体制を通して実現しています。当社では、ニコングループの経営と業務執行に関する意思決定機関として「経営委員会」を設けています。ここでは、グループ経営全般から各部門各社での業務に至るまで、適時開示規則により開示が求められる決定事実、発生事実、決算、連結子会社に関する情報を網羅した付議基準に従って審議あるいは報告を行っています。その中で重要な案件については、取締役会において決議･報告を行っています。
この他にも、事業活動に関する定期的な報告会や、ITを利用したシステムにより随時必要な経営情報が収集把握できるようになっています。

2．開示情報の公表について
情報開示担当部門はIR室としています。当該情報に対し適時開示が必要か否かについては、経営委員会の事務局である経営管理部がIR室、広報部及び当該案件担当部門と検討します。重要な決定事実、決算に関する情報については、経営委員会･取締役会での決議後迅速に適時開示を行います。重要な発生事実については、経営委員会･取締役会（臨時開催を含む）への報告後遅滞なく適時開示を行います。

なお、金融商品取引法が禁止するインサイダー取引の発生を未然に防止するため、ニコングループ各社の業務に従事する者が、その職務に関して当社を含む上場会社等の未公表の重要事実等を知った場合における、株式の売買等に関する自主規制ルール並びに情報管理のルールを「ニコングループインサイダー取引防止規程」において定め、周知徹底を図っています。
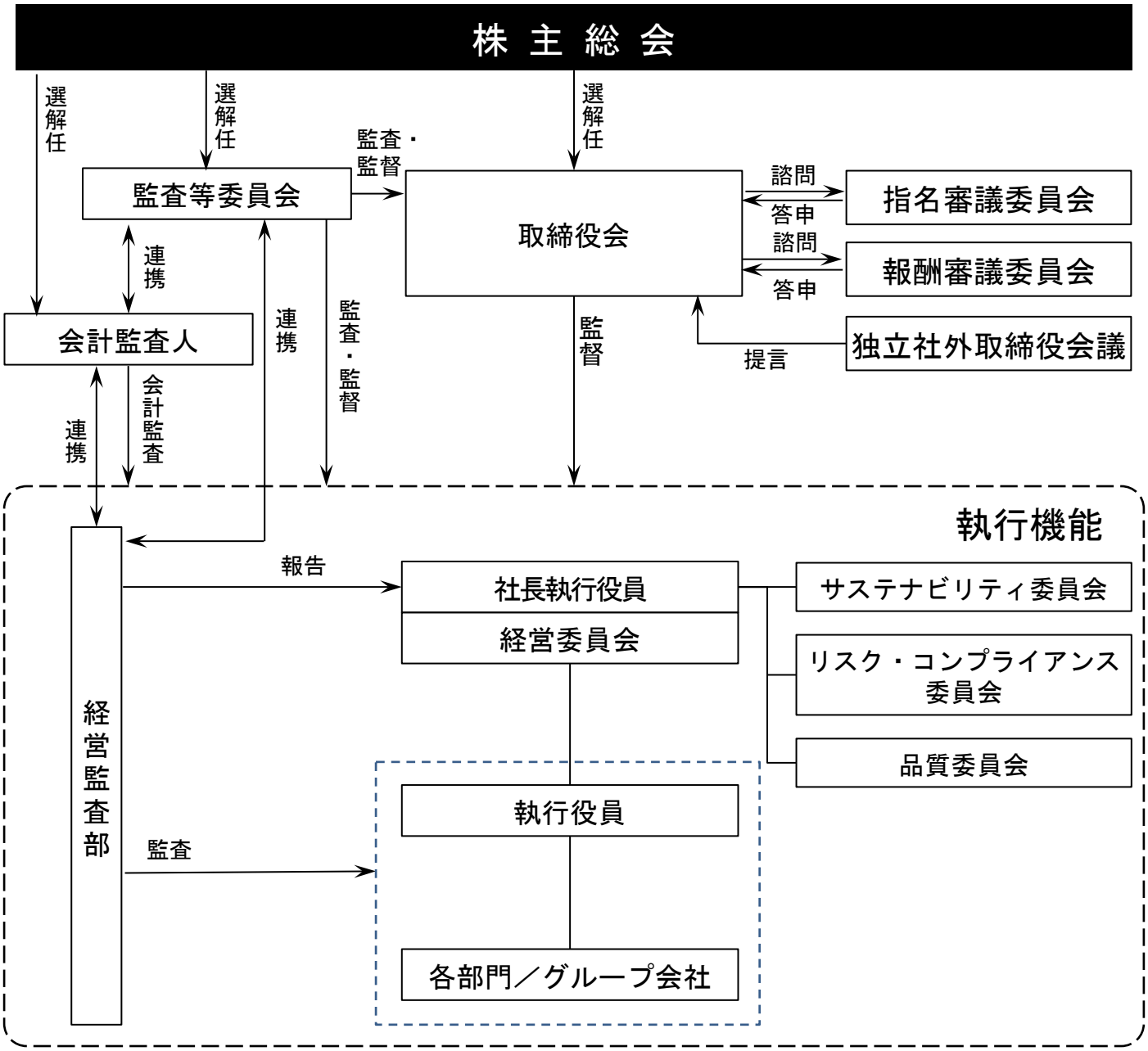
【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】